

地方再生戦略の概要

地方再生戦略

平成19年11月30日 地域活性化統合本部会合

はじめに

我が国の地方は人口が減少し、その結果、学校、病院等、暮らしを支える施設の利用が不便になるなど、魅力が薄れ、さらに入口が減るという悪循環に陥っている。この構造を断ち切るには、それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のために何が必要かを考え、道筋をつけなければならぬ。

福田内閣では、平成19年10月1日の内閣総理大臣の所信表明演説において、国民が日々、安全で安心して暮らせるよう、「自立と消費者や生活者の視点に立った行政に発想を取り組むことと共生」を基本に、「希望と安心の国」づくりに取り組むことを表明した。そして、構造改革を進める中で生じた地域間の格差の問題については、その実態から目をそらすことなく、政策に工夫を重ね、丁寧に対応する、地方再生への構造改革を進めしていく考え方を明らかにした。この地方再生の取組に当たっては、内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、地方の再生に向けた戦略を立案し実行する体制として、新たに全閣僚からなる地域活性化統合本部とその下での地域活性化統合事務局を設け、地域の課題に対する様々な相談等に対し、一元的かつ迅速に対応することとした。

第3 地方の課題に応じた地方再生の取組

- 1 地方再生の考え方
 - 2 地方再生五原則
 - 3 取組の進め方
- 1 地域の声に応える相談窓口の一元化
 - 2 政府一体となつた総合的な支援の推進
 - 3 「地方の元気再生事業」の推進
- 1 地方再生の取組の考え方
 - 2 地方都市
 - 3 農山漁村
 - 4 基礎的条件の厳しい集落
 - 5 課題分野別の基本的施策

この「地方再生戦略」は、総理の指示により、国の最重要課題である地方再生のための総合的な戦略を取りまとめたものである。今回の戦略の取りまとめに当たっては、地域活性化に実績のある首長や地域の民間有識者の方々に、「地方再生政策対話」等において参与としてご参画いただきなどにより、地方の声に真剣に耳を傾け、その真摯な意見を反映させた。この戦略により、地方の衰退を食い止めるための道筋を明確に定め、地方再生に向けた取組を長期にわたりて継続していく。

企業立地、中小企業振興等による地域経済の牽引

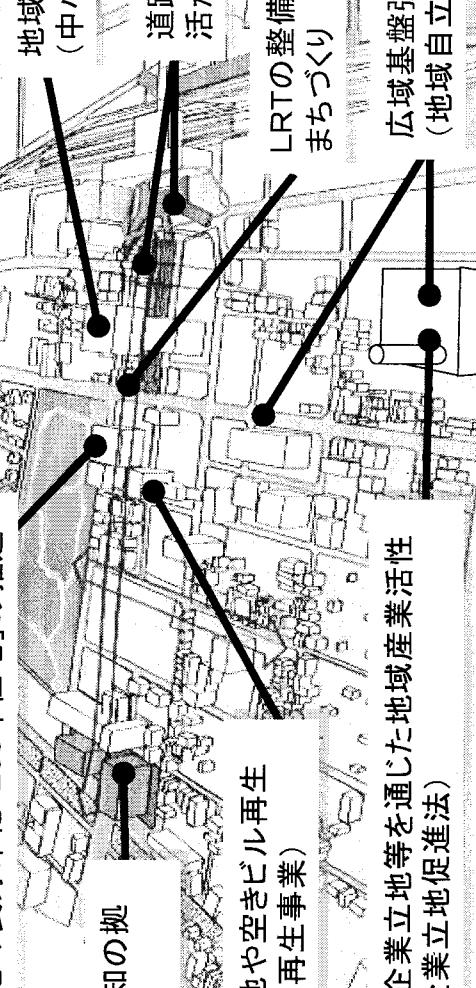
- 地域の強みを生かした企業立地の計画的な取組の支援
- 地域資源の活用や地域と大学等の連携による新たな製品開発・市場開拓の促進
- 地域の中核企業を育成する地域イノベーションの強化
- リーダーの育成等によるコミュニケーション・ビジネス(例:環境、福祉)の振興
- 中小企業の生産性向上・企業再生、地域密着型金融の推進等



住宅の長寿命化「200年住宅」の推進



産学連携の推進(地域の拠点再生プログラム)



生活者にとつて暮らしあしらうまいまちづくり

- 賑わい拠点創出、街なか居住促進等中心市街地の活性化
- 医療従事者等地域医療確保
- 子育て拠点整備等子育て環境の整備・介護サービス確保
- 住宅の長寿命化による住生活の安定
- 建築物、交通機関のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
- LRTの活用等暮らしにやさしい公共交通普及等



地域資源を活用した新商品開発等の推進
(中小企業地域資源活用プログラム)

道路や駅前広場等の整備や地域特性を活かしたまちづくり(まちづくり交付金)

LRTの整備等公共交通利用を核としたまちづくり

広域基盤強化を通じた企業立地促進、観光振興
(地域自立・活性化交付金)

人材、雇用、教育、地域コミュニティ等

- まちづくりの人材派遣・ノウハウ等支援
- 若者・高齢者・女性の雇用促進
- 中小企業の労働力確保
- テレワークの普及促進
- 大学等が有する人的知的資源の有効活用
- 地域コミュニティ再生等

持続可能な都市の活性化と成長発展を支える交流の推進

- 幹線交通・物流ネットワークの強化
- 二地域居住、UJTターン促進等の「暮らしの複線化」
- 観光・体験交流促進
- 農山漁村との交流促進
- 広域的な基盤強化・観光振興等

農山漁村

地域の基盤となる農林水産業等の再生

- 人材への直接支援による「新たなまら再生」「地域の宝」である農林水産物を活用し、直販所等の整備を通じた产地づくり
- 農地の有効利用の促進
- 集落営農への参加支援をはじめ高齢者や小規模農家も安心して農業に取り組める環境づくり
- 「農商工連携」を通じた新商品開発・販売の支援
- 森林整備・保全や森林資源の利活用への支援
- 新たな漁業経営安定対策の推進

生産・経営から流通・消費までの総合的な対策の推進(強い農業づくり交付金)
（農山村観光モデルルートの開発（観光圈整備促進事業）
農商工連携による新商品開発や販売の促進
（農場整備や集落排水の整備（村づくり交付金）
（美しい森林づくりの推進による間伐・路網の推進
（緑の雇用担い手対策事業
（コミュニティバスの導入促進（地域バス交通活性化事業）
（定住や交流の促進（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）
（雇用、地域コミュニティ等）

医療、生活交通等生活者の暮らしの確保

- 医療従事者・遠隔医療等地域医療確保
- 高齢者介護・育儿支援対策
- 防災・国土保全機能の維持
- 美しい森林づくり等の自然環境保全
- コミュニティバス等生活交通維持確保
- ブロードバンド・ゼロ地域解消や携帯電話のエリア整備等

地域の持続可能な発展を支える循環・交流・連携

- 若年・団塊世代等の農山漁村への定住・滞在
- 二地域居住、リバーン促進等の「暮らしの複線化」
- 観光・体験交流の促進
- グリーン・ツーリズム、エコツーリズム普及

雇用、地域コミュニティ等

- 団塊世代等を対象とする新たな担い手対策
- 地域コミュニティの再生による次世代を担う人材の育成と新たなネットワークの形成
- 廃校等の有効活用等

基幹的条件の歴史と現状

生活者の暮らしの維持確保

- 広域救急医療・遠隔医療等地域医療確保
- 高齢者介護・福祉の確保
- コミュニティバス等生活交通維持確保
- 防災・国土保全機能維持
- 総合的な間伐の実施等「美しい森林づくり」など自然環境保全
- ブロードバンド・ゼロ地域や携帯電話不感地帯解消 等

扱い手による地域の産業の再生

- 建設業等からの参入者や意欲ある地域の扱い手が中心となる
た産業、暮らし、交流全般にわたる総合的なビジネス展開への
支援
- 中山間地域直接支払制度による農業生産活動の継続の支援
- 鳥獣害防止
- 林業就業等意欲のある若者を育てる「緑の雇用」 等

「緊急医師確保対策」の推進 遠隔医療の導入など医療供給体制 の整備



美しい森林づくりの推進による間伐・路網の推進



緑の雇用扱い手対策事業



鳥獣被害防止のための支援



生活支援ミニバス等の運行(地域 公共交通再生・活性化総合事業)



農業生産活動継続の支援(中山間 地域直接支払制度)

等

- 地域情報格差(デジタルデバイド)の是正
(地域情報通信基盤整備推進交付金)
- 携帯電話のエリア整備

地域コミュニティ等 域外との交流の維持・促進

- 地域コミュニティの維持・再生
○ 廃校等の有効活用
- 離島地域の再生
- 離島航路・航空の維持確保
○ 情報格差の是正 等

